

第 3 部

学識経験者の意見

令和3年度（対象：令和2年度の事務事業）滑川市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価にあたって、客観性を確保するため、点検評価の方法や結果などについて、学識経験を有する者の意見を聴いた。

1 学識経験者（評価委員）

（五十音順、敬称略）

氏名	職業・歴歴
山西 潤一	富山大学名誉教授
加田 洋一	滑川市社会福祉協議会長、元滑川中学校校長
平井 利枝子	前働く婦人の家館長、元寺家小学校校長

（任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日）

2 意見聴取日等

令和3年8月24日（火）評価委員会の開催による意見聴取

（評価委員、教育委員、教育長、事務局職員）

※ 加田委員欠席のため、事前に意見聴取を行った。

3 令和2年度実績に対する学識経験者の主な意見

○学校教育の充実について

- 児童生徒が1人1台整備された情報端末を学校だけではなく家庭においても勉強に利用することになる。このことについて、保護者から家庭で勉強以外に情報端末を使うのではとの心配の声が聞かれるが、学校だけでなく保護者が児童生徒に情報端末の適正な使用について指導できる体制を整えることが必要である。
- 1人1台整備された情報端末によって、学習の個別最適化が促進されるといわれているが、大切なのは、児童生徒の強みをさらに伸ばすことである。
- 小中学校に無線LANなどの通信環境が整備されたが、今後、回線容量の増強を検討する必要がある。
- 児童生徒が、実験や体験など楽しみながら学ぶことは重要であるが、教員の負担が増すので、その対策も必要である。
- 教育センターは、1人1台の情報端末などのICTの活用や、情報

モラル、科学の時間などについて多岐にわたる研究研修が必要であることから、その役割は重大である。

- ・ 中学校部活動の地域移行について、運動部は総合型スポーツクラブやスポーツ推進委員と、文化部は生涯学習等の事業と連携し人材発掘や育成に努められたい。

○生涯学習の推進について

- ・ 生涯学習の場である地区公民館や子供たちが集まる児童館などにおいても無線LANなどの通信環境を整備し、生涯学習などを促進する必要がある、
- ・ 成人式は1月に開催されているが、より多くの人が参加できるよう開催時期の検討が必要である。
- ・ コロナ禍において、成人式の動画配信やほたるいかマラソンの代替イベントの実施などをしており、今後も工夫しコロナ禍に対応したイベント等の実施に努めてほしい。

○スポーツの推進について

- ・ コロナ禍において、スポーツをする機会が減っている。ゆるスポーツなどを活用し、スポーツを苦手とする人への働きかけをするなど検討が必要だと思う。

○子育て支援について

- ・ 放課後児童対策事業において、保護者の多様なニーズに支援員が無理なく対応できる体制づくりが必要である。
- ・ ひとり親家庭等緊急生活資金貸付などの貸付事業があるが、必要な人への周知に努められたい。

令和元年度実績に対する意見への対応状況

令和元年度の事務の管理及び執行に関しては、3名の学識経験者から「総合評価においては、評価Aの割合が多く概ね順調に実施されている。今後も適正に事業を実施していただきたい。」旨の評価をいただいたが、意見も何点かいただいた。

教育委員会としてはこれらの意見を受け止め、令和2年度においては、事業の有効性等を意識しながら教育行政のさらなる効果的推進に努めてきたところであり、個々の事項等について受けた意見に関しては、下記のとおり対応した。

1 学識経験者（評価委員）

（五十音順、敬称略）

氏名	職業・歴史
山西 潤一	富山大学名誉教授
加田 洋一	滑川市社会福祉協議会長、元滑川中学校長
平井 利枝子	前働く婦人の家館長、元寺家小学校校長

（任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日）

○学校教育の充実について

- 教員の負担を軽減するために、課外活動など地域人材を活用する仕組みが必要である。

（対応）

教員の負担軽減や幅広い学習のために土曜授業や特色ある学校づくりなどの事業を活用し、各学校で地域人材の活用を行っている。

- 新型コロナウイルス感染予防に係る教員の負担増加について、軽減を図られたい。

（対応）

新型コロナウイルス感染予防のため、教室の消毒作業などの負担軽減を図るため、スクールサポートスタッフなどを配置している。

- 教員のストレスチェックの結果について、個別の対応をされたい。

(対応)

働きやすい環境の構築のためストレスチェックの結果により、希望により医師との面談等を行うなどの対応を行うこととしている。

- 児童生徒1人1台の情報端末を整備した後、教員がどのように活用し授業を進めるかコンピューターコーディネーター等と連携し、活用について検討されたい。また、ICTの活用について支援をする人材の確保が必要である。

(対応)

令和3年度にICT教育推進協議会を設置し、情報端末の活用について協議を進めている。また、ICT教育アドバイザーを任命し、助言、指導を頂くこととしている。

- 学校教育において、不登校児童生徒適応指導事業、特別支援教育事業や心の教室相談員設置事業などの事業が連携することで、各々の事業が効果的に運営される。

(対応)

不登校児童生徒適応指導教室と学校で連携し情報を共有するとともに、スタディメイトや心の教室相談員などの活用を図っている。

- 小学校の英語教育においては、楽しく学ぶことも重要であり、英語を苦手とする児童をつくらないことが重要である。

(対応)

英語専科教員、ALT、小学校英語活動支援員などを活用し、小学校において英語を使って人とコミュニケーションできる楽しさを実感させるなど、英語を苦手としない教育に努めている。

- ・ 学校司書や観察実験アシスタントについて、複数校兼務の方がいるが、適正な人数を把握し、兼務の解消に努められたい。

(対応)

学校図書貸出の促進や、理科実験の回数の増加のために、今後も学校司書や観察実験アシスタントの拡充に努めていきたい。

- ・ 就学援助については、前年度の所得だけでなく、家計の急変などにも対応されたい。

(対応)

就学援助においては、前年度の所得などで判定するだけでなく、コロナ渦における家計の急変などに柔軟に対応することとしている。

○生涯学習の推進について

- ・ 生涯学習においては、学び直したことを次に活かす、アウトカムを地域で活かすことが必要である。

(対応)

地域の自然及び、生涯学習施設、人的資源を活用し、市民の生涯学習につながる講座や教室を運営している。参加者が講座や教室で学んだことを次に生かすことができるよう、持ち帰り資料を作成したり、幅広い分野から講座を企画したりしている。今後、生涯学習講座の中でアンケートを実施するなどの調査を検討していく。

- ・ 生涯学習の振興において、地域住民との連携が大切である。

(対応)

生涯学習講座等は、地域住民の意向や要望をもとに毎年、見直し

や修正を行っている。また、講師にも、地域の人的資源を活用し、参加者と双方向性のある講座になるよう配慮している。今後、地域住民の意向や要望をより身近に聞くことができるような方法を工夫するとともに、施設提供の準備を整えたり、様々な分野の講師を地元から招聘できるようにしたりすることで、さらに地域との連携を図っていきたい。

○スポーツの推進について

- ・ スポーツや生涯学習の推進においては、様々な団体がかかわっており、団体との連携を大切にするとともに、イベントの精選に努められたい。

(対応)

幅広い方にスポーツを楽しんでもらうため、体育協会や競技団体はもとより、老人クラブなどとも連携し、幅広い方が楽しめるスポーツイベントの実施に努めている。

○子育て支援について

- ・ 様々な支援について、支援が必要な方に支援が行き届くように、周知について努められたい。

(対応)

必要な方に必要な支援を行うため、広報やホームページでの周知を行うとともに、入園、入学などの機会を捉えて支援を必要とする方への周知に努めている。

滑川市教育委員会教育に関する事務の点検及び評価実施要綱

平成21年1月23日教育委員会議決

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、滑川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第2条 点検及び評価は、毎年度、その前年度における教育委員会の運営状況及び事務事業の執行状況について行うものとする。

2 点検及び評価を行うに当たっては、法第27条第2項に定める学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の知見の活用を図るものとする。

(学識経験者)

第3条 学識経験者は、滑川市の教育に関して学識経験を有する者のうちから3人を教育委員会が委嘱する。

2 学識経験者の任期は2年とする。ただし、補欠の学識経験者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学識経験者は再任されることができる。

(報告書の作成等)

第4条 教育委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、滑川市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け等により公表するものとする。

(庶務)

第5条 点検及び評価の実施に関する庶務は、教育委員会事務局学務課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される学識経験者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

